

武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間の延長 について

武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間について、令和2年度から令和6年度までの5年間として策定していますが、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間として、武蔵村山市第五次長期総合計画後期基本計画と一体的に策定することから、第二期まち・ひと・しごと総合戦略の計画期間を1年間延長し、令和2年度から令和7年度までの6年間としますので、お知らせします。

なお、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略における、基本目標の数値目標、具体的施策の重要業績評価指標（K P I）及び主な事業の主要要因（C S F）の目標年度は、「令和7年度」と読み替えることとしますので、併せてお知らせします。